

# 保育園のしおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人みわの会（運営事業者）

練馬区立 春日町第三保育園

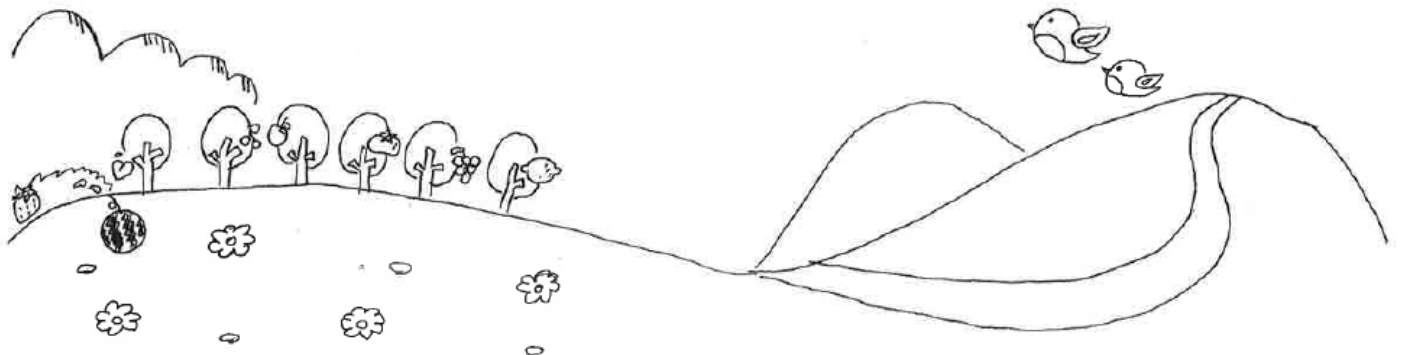
〒179-0074

練馬区春日町 5-30-5

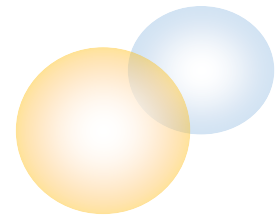


## 【目次】

番号	題目	ページ
1	保育理念・保育方針	3
2	施設の紹介	5
3	定員・クラス	5
4	職員	6
5	開所日・開所時間	6
6	保育時間と連絡手段について	7
7	春日町第三保育園の保育	8
8	食事（給食）について	11
9	保育園の1日（デイリープログラム）	12
10	年間行事（予定）	13
11	健康について	14
12	保険の適用	20
13	特別保育事業・その他の事業	22
14	非常時（緊急災害時）について	23
15	練馬区立保育園における個人情報保護について	24
16	ご意見・ご要望について	26
17	虐待防止について	26
18	アクセス・案内図	27
	練馬区立春日町第三保育園個人情報の利用目的について(同意書)	29



# 1. 保育理念・保育方針



みわの会のM, I, W, Aは2003年度の法人設立時に4つの思いを込めて誕生しました。

M	マインド	相手を尊重し受け止める心、よりそう心、やさしい心、思いやる心（ホスピタリティ・マインド）
I	アイデンティティ	一人一人の個性を大切に作る姿勢
W	ウィズ	地域の方々、周りの人たちと共に育ち合う
A	アットホーム	誰もが“あるがまま”でいられる家庭的で温かな場所でありたい

以上のことを願い、実行することが当法人の基本理念です。

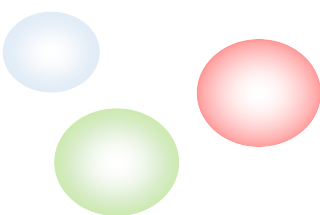
みわの会が大切にしている「ホスピタリティ・マインド」は、お子さんはもちろんのこと、保護者の皆様、同僚、周りにいるすべての人たちに対しての基本姿勢です。一人ひとりのこどもの発達を尊重し、支援する保育を実践しようとするとき、保護者の皆様に必要な支援ができるようにと願うとき、地域社会と共に歩もうとするとき、「ホスピタリティ・マインド」は、やさしく人と人との絆を強くしてくれると信じています。保育園は、乳幼児の養護と教育を担う機関です。

乳児のときから日々の体験を通しておこなわれることも同士の関わりや対話、協力共同の取り組み、その土台となる仲間づくり、集団づくりの実践こそが、「学びの質」を高めると共に「人と人とのつながり」を深め、後々学習や学力にも影響を及ぼすとされています。乳幼児教育とは正に、このことを指しているものです。

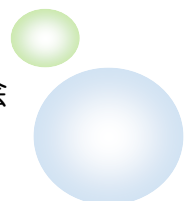
みわの会では、この考えに基づき「ホスピタリティ・マインド」をもって、こどもの意欲が育つ人的保育環境づくりを常に模索しています。

こどもは「未来からの預かりもの」、社会のみんなで愛しむべき宝物です。

保護者の皆様、保育園、地域、行政が一体になり、21世紀を支えてもらう日本の人財を共に育て合うのだとの意識をもち、こどもたちも保護者の皆様も保育者も心豊かになる保育を心がけてまいります。



社会福祉法人 みわの会  
理事長 木下 眞佐子



## (法人概要)

理事長	木下 眞佐子
理事	6名 監事2名 評議員7名
法人本部所在地	東京都江東区豊洲2-5-3-101アーバンドックパークシティ豊洲コートC
法人電話番号	03-5547-0075
運営施設	○ MIWA あかね台光の子保育園 定員 90名 神奈川県横浜市青葉区あかね台2-18-1
	○ 桐ヶ丘保育園（指定管理） 定員100名 東京都北区桐ヶ丘1-3-9-101
	○ MIWA シンフォニア保育園 定員120名 東京都江東区豊洲2-5-3-101 アーバンドックパークシティ豊洲 COURT-C
	○ 蒲田本町保育園（運營業務委託） 定員125名 東京都大田区蒲田本町1-1-1-101
	○ 千田保育園（指定管理） 定員100名 東京都江東区千田22-8
	○ 春日町第三保育園（運營業務委託） 定員106名 東京都練馬区春日町5-30-5
	○ MIWA 木場公園保育園 定員130名 東京都江東区木場4-1-65
	○ MIWA たばた保育園 定員85名 東京都北区田端5-11-8
	○ 高松保育園（運營業務委託） 定員122名 東京都練馬区高松3-24-27

### 法人保育理念

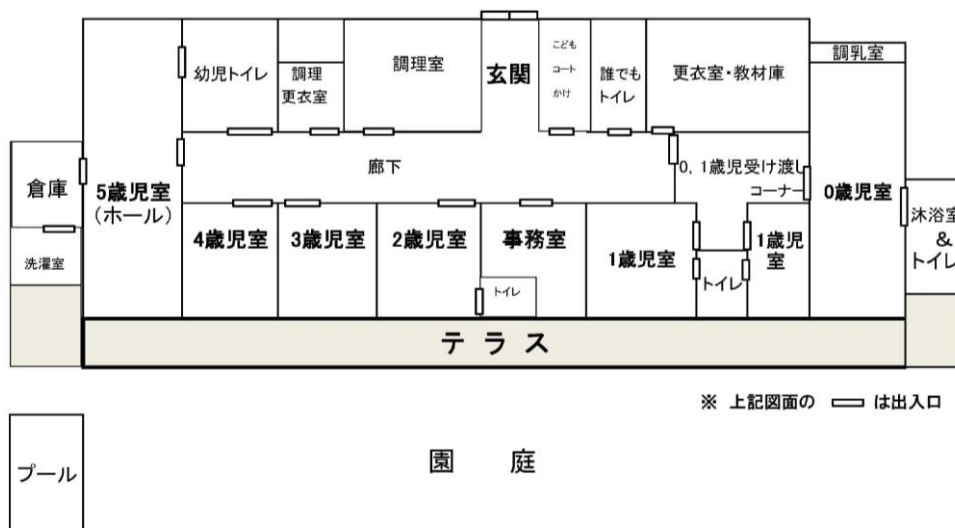
- 我が子をゆだねたい保育
- 温かい心（ホスピタリティマインド）を持って、すべてを受け止めます。
- こどもの個性、独自性を大切にします。
- 保護者地域社会と共に歩みます。
- 家庭的な保育園を目指します。

## 2. 施設の紹介



- (1) 敷地面積 1505.793㎡ (延床面積 605.793㎡)
- (2) 園庭 900㎡
- (3) 建物構造 鉄筋コンクリート (都営住宅3階建て1階部分)
- (4) 建築年 昭和54年(1979年)5月1日  
(平成25年大規模改修工事)
- (5) 特徴的な設備 園庭が練馬区内で一番広く清潔な園舎です (0,1才:床暖房完備)

### 施設の図



## 3. 定員・クラス

年齢	乳児			幼児		
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
クラス名	いちご	もも	さくらんぼ	りんご	かき	ぶどう
定員	100日 6名 8か月 6名	17名	18名	19名	20名	20名

定員 106名

## 4. 職員



園長	1名	主任保育士	1名		
保育士	22名	事務兼保育士	1名	パート	13名
栄養士	4名	調理師	1名	看護師	1名
用務兼保育士	1名	嘱託医	2名		

## 5. 開所日・開所時間

- (1) 開所日・開所時間 月曜日～土曜日 7:00～20:30まで  
 (2) 延長保育時間 7:00～7:30 18:30～20:30  
 (3) 休園日 日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）  
 ※年によって年末保育実施

【保育時間】※平成27年4月1日新制度により改訂

	延長保育時間	保育短時間	保育標準時間	延長保育時間
月～土曜日	7:00～7:30	9:00～17:00	7:30～18:30	18:30～20:30
延長保育料 スポット保育料	月極 2,000円 1回 200円 (上限 2,000円)	—	—	(夕1)月極 4,000円 1回 400円 (上限 4,000円) (夕2)月極 8,000円 1回 800円 (上限 8,000円)
夕食	—	—	—	夕1 補食 夕2 夕食
申し込み先	保育園	練馬区役所	練馬区役所	保育園

※延長保育の利用については、(別冊)在園ハンドブックに詳細の記載がありますのでご参照ください。

※対象となるのは、延長保育利用開始月の初日までに**1歳**の誕生日を迎えているお子さんです。

※スポット保育とは、1回ごとに申請する必要がある延長保育利用の名称です。

※スポット保育のみ定員枠があります。(毎日、朝2名、夕1及び夕2共通で5名)

※園に各届出用紙を準備しています。

※保育短時間認定の場合は、

- 7:30～9:00
- 17:00～18:30の間は「保育短時間延長保育」となります。

## 6. 保育時間と連絡手段について



### (1) 保育時間について

- 保育時間は、**勤務時間+通勤時間**を保育時間とし、園長との面談にて決定します。  
※ただし、満8か月未満のお子さんの保育時間につきましては、  
8：30～17：00の間で、8時間以内となります。
- 保育園は、児童福祉法にもとづいて、お仕事などの事由により保育を必要とする乳幼児をご家庭に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。  
土曜日については、原則お仕事をされる方が対象です。  
登園が必要な場合は、あらかじめ園にご相談ください。

### (2) 登降園について

- 給食の準備や保育活動等がありますので、**原則9時までの登園**をお願いしています。
- お休みや遅刻等の場合も、**原則9時まで**にコドモンかお電話にてご連絡ください。  
連絡なく登園していなかった場合には、10時頃園より電話でご連絡いたします。
- お仕事等で送迎の時間が遅れるときや、送迎者が変わるときも必ずご連絡ください。
- お子さんを預けるときやお迎えのときは、近くにいる職員にその旨をお声がけください。
- 自転車やベビーカーに荷物を置いたままにすると、盗難に遭ったりカラスに狙われたりすることがあります。各自、責任をもって管理をお願いします。
- バイクや自動車での送迎はご遠慮いただいております。  
ご家庭の都合により、やむをえずバイクや自動車を使用する場合は、近隣の方の迷惑にならないよう路上駐車はせず、有料駐車場に停めてから送迎をお願いいたします。

### (3) 園との連絡手段について

- ICTアプリ「コドモン」：随時連絡が可能です。
- 電話：月～土曜日 8:30～17:00 ※この時間外は朝夕保育中のため電話に出られない場合があります。  
固定電話 03-3926-5461 携帯電話 070-3176-2146

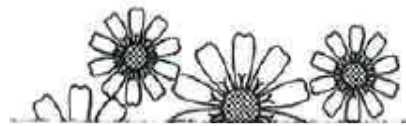
- 園からも保護者の方にご連絡をする場合もありますので、  
電話帳にあらかじめ電話番号を登録しておくことをおすすめします。
- コドモンでは園からのお便り（園だより、保健だより、栄養だより、クラスだより等）も配信します。園でのお子さんの様子や食事、健康についてなど、保護者の方と共有したい内容が記載されていますので、ご確認いただき、質問や感想等があればお声がけください。

### (4) 災害や緊急時に備えて

- 保育園からの緊急な連絡に備えて、出張や健診で**普段と勤務先や連絡先が異なる場合**や、**在宅と出社が切り替わる場合**などは、**必ず園までお知らせください。**
- 保護者の方のお仕事がお休みのときは、原則としてお子さんもお休みをお願いしています。  
都合により登園を希望する場合は、前日までに職員にご相談ください。
- 入園時/変更時(住所、連絡先、勤務先、勤務時間、電話番号、家族構成等)には  
必要に応じて、家庭状況調査票を再度提出していただきます。



## 7. 春日町第三保育園の保育



### (保育方針)

- 生命の尊さを育み、身近な人との深い関わりの中で、思いやりやいたわりの気持ちを養い、感謝の心を育みます。
- 乳幼児が心身共に健やかに成長するよう温かくゆったりとした環境を作り、こどもの“ありのまま”を受け入れます。
- こどもの個性と人格を尊重し、主体性・感性を培います。豊かな人との関わりの中で、だれからも愛されているという自信を持てるように関わります。

### (保育目標) 一生きる力の基礎を育てる一

- 元気な子  
自分を認めてくれる大人や、友だちがいる中で、やりたいことを見つけ挑戦する。
- 考える子  
見通しを持って、自分で考え、感じたことを表現できる。
- 優しい子  
身近な人から愛されていることを感じる。  
自分が大切な存在であることを実感できる。



さくら くすのき けやき

保育園の広い園庭には、桜・楠・欒の大きな3本の木があります。

いつも元気に遊ぶ子どもたちや職員、送り迎えの保護者の方々を見守ってくれています。



### 遊び＝生きる力・学ぶ力

乳幼児期の体験によって、さまざまな能力を獲得します。広い園庭で身体を動かし、五感をすべて使って自然と関わり、匂いや感触を味わい、不思議に思ったり発見したりすることをたくさん体験していきます。



### とことこなかよしひろば

園庭にはいちご組(0歳)・もも組(1歳)の子どもたちが大好きな築山があります。職員が土を盛り作ったものです。はじめは登れない子も、他のこどもが登る姿を見て一生懸命チャレンジし、上まで登れたときには達成感あふれた笑顔を見せてくれます。また、小さな畑では子どもたちと保育士と一緒に草花を植え、育て、ときには虫探しを楽しんでいます。

## （乳児保育）

乳児期の発達については、視覚・聴覚などの感覚や、座る・這う・歩くなどの運動機能が著しく発達します。身近な大人との応答的な関わりを通じて、人に対する信頼関係や情緒的な絆が形成されます。安心安全な環境のもと、こども1人1人の様子や状況、特性などに温かいまなざしを向けて、自己肯定感や非認知能力に繋がるよう意識して関わっています。

「健やかにのびのびと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」

「身近なものに関わり、感性が育つ」ということを大切にしています。

## （幼児保育）

幼児になると、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになると共に、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになります。

また、経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、理解する言葉が増え、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度、知的好奇心や関心も高まってきます。色々な感覚や心身を働かせて実際に体験することは、心身の育ちにはとても大切です。こどもたちは、生活や遊びを通じて、周囲の人やもの、自然と関わりながら多くのことを学んでいきます。また、絵本や物語に親しみ、言葉遊びなどを通して、言葉が豊かになるように関わっていきます。個の成長と集団としての活動の充実が図られるようにしています。

## （異年齢交流保育）

年齢の違うこどもたちが、共に生活をする場という保育園の環境を生かし、3・4・5歳児は異年齢交流保育を行っています。

自分より年下のこどもと関わりあうことで、社会性や協調性、思いやりの気持ちなどを育み、年上のこどもの姿に憧れの気持ちを持つなど、こどもたちが互いに育ちあうことを大切にしています。

## （睡眠）

厚生労働省は、乳幼児の睡眠時間として、1～2歳児は11～14時間、3～5歳児は10～13時間を推奨しています。午睡は、こどもの健康や生活リズムを作るためにも大切になります。特に乳児期には、命を維持していくためにも、午睡が重要な意味を持っています。乳幼児突然死症候群を防止するため、睡眠中は仰向けの姿勢で眠れるように対応しています。

午睡はすべてのこどもたちに必要ですが、睡眠の量は、そのこどもの家庭での生活リズムや体質によって異なってきます。幼児クラスでは、午睡を休息として捉えています。

## （おむつ交換・排泄時の配慮）

清潔にすることの心地よさを味わえるように、こどもに排尿、排便の気配があればその都度交換します。おむつを替える時、おむつ交換の場所と遊びの空間と分けています。保育士は、1対1で関われる大事な時間として、こどもの目を見ながらゆったりと関わっています。

幼児クラスでも、着替えスペースを作り、周りから見えないように配慮しています。

## （保育園と家庭）

保育園は、保護者の就労形態の多様化に対応し、保護者の皆さまの就労育児の両立の支援をしています。こどもにとって保育士が優しい大人でも、保護者の皆さまと変わることはできません。保護者の皆様のお手伝いをする事が、保育園の役目だと考えていただきたいと思います。

## （環境への取り組み）

保育園では、SDGsに園全体（こどもたち、職員、保護者）で取り組んでいます。

(1) ゴミの減量化、リサイクルのための以下の取り組みを行っています。

- ・ 緑の地球を守るための活動に賛同し、巻芯 ECO プロジェクトに参加しています。巻芯 ECO プロジェクトは、テープの巻き芯を回収し、資源として再利用する活動です。活動に参加することでいただける植物の種を、こどもたちと植えたり、畑を作ったり、巻き芯を通して、こどもたちと一緒に地球環境について考えています。
- ・ 保育室に分別用の箱を設置し、こどもたちとリサイクルできるものを分別しています。
- ・ 清掃局に行き、実際にごみの処理の方法を見学してきます。

(2) こまめに電源を切る、水を止める等の省エネルギーの促進、緑化の推進など取り組みを行っています。

- ・ 節電、節水を心掛けています。

(3) 用務職員が年長児に環境への考え方、地球の素晴らしさや、環境の変化、限りある資源について、取り組みを伝えています。保育園の豊かな自然のなかで、小さな生き物との出会い、咲いている草花への気づき、様々な身近な自然とのふれあいから、私たちの持続可能な営みと自然環境への関心を育てています。



## 8. 食事（給食）について

こどもたちの味覚を育てるため、煮干しだし、昆布だし、かつおだしを使用しています。だしをしっかり取り、薄味で素材の旨味を活かした食事を提供しています。その時期にしか味わえない旬の野菜や果物を使用し、こどもたちの食への興味・関心を広げられるようにしています。

### （食事に対する取り組み及び大切にしている事）

#### (1) 乳児

0歳児クラスでは、一人一人の生活リズムに合わせます。ミルクや離乳食は、大人が抱いて食べることからスタートし、一対一の関係を大切にしながら食事をします。安心できる環境のもと、次第に自分で食べようとする気持ちを育てていきます。

#### (2) 幼児

幼児期では、クラスのみんなと一緒に食べる楽しみを通して、食事のマナー（食事の姿勢、食具の持ち方、挨拶など）が身に着くように援助していきます。誕生日を迎える年長児にはバースデプレートに食事を盛り付け、クラスのこども達や職員も一緒にお祝いをし、成長を喜び合います。

#### (3) 献立について

基本的には練馬区の統一献立になっており、発達段階に合わせた食事作りを行っています。行事食やお楽しみ給食などは、春日町第三保育園が独自に献立を立てています。また、食事を通して、こどもたちに日本の伝統的な食文化を知らせています。

#### (4) アレルギー・宗教食について

アレルギー疾患を持つお子さんについては専門医の診断書を提出していただきます。それを基に、保護者・園長・栄養士・看護師・担任で面談を行い、園での食事内容を確認していきます。

宗教において特別な配慮が必要な場合は、保護者の方と相談の上、除去または弁当対応をお願いしています。

#### (5) 衛生管理について

0-157をはじめとする食中毒対策、衛生管理を徹底しています。



## 9. 保育園の1日（デイリープログラム）

0, 1, 2才（乳児）	時間	3, 4, 5才（幼児）
延長保育（7:00～7:30） 順次登園/受入れ/遊び	7:00	延長保育（7:00～7:30） 順次登園/受入れ 遊び・活動
牛乳	9:00	
昼食 （年齢によって異なります） 午睡	10:30 11:30 食事後	
目覚め・おやつ	14:30	食事 午睡
	15:00	目覚め
遊び お迎えの順に降園 延長保育（18:30～20:30）	16:00	おやつ
		遊び お迎えの順に降園 延長保育（18:30～20:30）

※延長・スポット保育は事前の申し込みが必要になります（在園ハンドブック参照）



## 10. 年間行事（予定）

※下記記載の行事は保護者参加を予定しています。

それ以外の行事については年度の初めに行事予定表を配布いたしますのでご確認ください。

行事	月	参加対象
親子ふれあい運動あそび	6月頃、9月頃	0～3歳児
運動会	10月	4～5歳児
大きくなったよ みてみての会	12月	4～5歳児
卒園式	3月	5歳児
保護者個人面談	4～7月を予定 必要に応じて、随時 お受けいたします。	保護者 ※各クラス日程は、近くなったら お知らせ致します。
保護者会	12～2月	保護者 ※各クラス日程は、近くなったら お知らせ致します。

☆四季折々の伝承行事はこどもたちの活動として取り入れています。

そのほかにも、こどもたちが楽しめる行事を随時取り入れていきます。

☆その他の行事については、後日予定表を配布しますのでご確認ください。

- 保育参観（随時受付）
- 誕生会（1人1人の誕生日にクラスのこどもたち、職員とでお祝いをします）
- 表現活動 運動遊び（0歳～5歳） 美術（3歳～5歳）
- 身体計測（毎月）
- 健康診断、歯科健診（年2回）
- 0歳児健康診断（毎月）
- 避難訓練（毎月1回・年1回、区主催の防災訓練が行われます）
- 防犯・不審者訓練（年2回）
- 寝具消毒（年4回）・園舎清掃（年6回）
- 保育園の発行物 毎月（園便り・ほけん便り・栄養便り・献立表）  
随時（クラス便り・行事のお知らせなど）
- 動画配信

## 11. 健康について

### (1) 丈夫な身体づくりへの取り組み

乳幼児は新陳代謝が活発な時期です。当園では、汗をよく吸収し動きやすいことから、年間を通して肌着は綿素材の半袖またはランニングシャツ（キャミソール）の着用を推奨しています。冬でも裏起毛や保温性の高い素材のお洋服ではなく、できるだけ薄着でいることで、外気温に触れる機会が増えて、自律神経など神経系の働きが良くなり、自身で体温を調節する機能と免疫力が付き、丈夫な身体を作るといわれています。体温調節は健康維持に欠かせない機能なので、幼い時から養っていきましょう。

また、母体からの免疫がなくなる生後4,5か月頃から1歳半頃までの時期は、風邪を引いたり感染症にかかったりする可能性が高くなります。しかし、このような過程を経て社会に適応する免疫や抵抗力をつけていく時期でもあります。早寝早起きの習慣をつけて、朝食をしっかりと食べ、生活リズムを整えていきましょう。

### (2) 健康診断について

項目	対象	時期
園児 健康診断	全園児	年2回（春・秋）
歯科健診	全園児	年2回（春・秋）
身長・体重計測	全園児	毎月
0歳児 健康診断	0歳児	毎月

※実施時期は園医の都合により変更することもあります。

※健康診断は、健診後1週間以内をめぐりに結果用紙をお渡しします。

※身長・体重計測の結果は、コドモンアプリにてお知らせします。

### (3) 薬のお預かりについて

練馬区立保育園では、原則 A「熱性けいれんの予防薬（ダイアップ座薬）」  
B「アトピー性皮膚炎、慢性湿疹などの軟膏」以外の薬のお預かりはできません。そのため、病院で内服薬等が処方された場合、「登園時間内は服薬することが難しい」という旨をあらかじめ医師にお伝えすることをお勧めしております。

しかし、医師の判断で保育園生活の中で薬の使用が必要とされる場合のみ、最小限の範囲で薬をお預かりすることは可能です。園での与薬を依頼したい場合は、園長または看護師にご相談いただき、「**与薬依頼書**」に必要事項を記入して園に提出して下さい。

なお、お預かりする薬については園医に相談し確認後の対応となります。園医の判断により、主治医の診断書等が必要になる場合があります。

#### (4) お子さんの病気について

- お子さんの健康上、気をつけてほしい事がある場合や、特に注意しなければならない体質がある場合は、速やかに園にご相談下さい。

(例：熱性けいれん、てんかん、アレルギー疾患、喘息、肘内症、慢性疾患、入院や定期通院を要する病気など)

- 登園する前夜や朝など、ご家庭でいつもと違う様子や体調の変化がありましたら、登園時に必ず職員に伝えるようお願いします。
- 下記のような状況のときは、園から緊急連絡先へご連絡します。  
通常と職場が異なる場合や緊急連絡先が異なる場合は、その旨をコドモンや連絡帳に記載するか、登園時に職員まで必ずお伝えするようお願いいたします。

#### ①保育時間中に体調不良と判断したとき

(発熱・下痢・嘔吐・食欲がない・機嫌が悪いなどお子さんの様子を総合的に見て判断します)

#### ②怪我や事故などで受診が必要な場合

#### ③感染症の疑いがあるとき

※体調不良時は、園内での感染を防ぐため、早めもしくは至急のお迎えをお願いしています。

※p19 に近隣の病児・病後児保育を掲載しておりますので、ご参考ください。

#### (5) 感染症（登園許可証・感染症届出書の必要な場合）について

- 感染症にかかった場合は、医師の指示に従いましょう。登園時には、**医師記入による「登園許可証」、保護者記入による「感染症届出証」のいずれか**が疾患によって必要です。

(様式は練馬区のホームページよりダウンロード可能です。

園から用紙のお渡しもできます。)

- 受診した場合は、感染症かどうかに関わらず、その旨を職員までお知らせください。
- 別冊子（ねりまく 子育てのてびき）で定められた病気は、感染力が強いため、定められた期間の登園を控えてください。
- 保育園は集団での生活を送る場であることを踏まえ、感染拡大を防ぐために個々の症状により登園を控えていただくことがありますので、ご協力お願いいたします。
- 登園許可証や感染症届出書を提出していただいた後でも、お子さんに症状が残っていると判断した場合は自宅での療養や再診をお願いする場合があります。予めご了承ください。

※感染症に関しましては、国や自治体の方針に準じて随時変更等がある場合がございます。

その際は改めてお知らせします。

#### (6) 発熱後の登園について

厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に従い、**24時間以内に38℃以上の発熱**があった場合は、**翌日の登園を控えていただく**ようお願いしています。また、**解熱剤を使用せずに** 24時間発熱がないことを確認して、解熱したと判断します。

お子さんが十分に休養できるよう、また乳幼児が集団で生活する場で、一人一人の子どもと集団全体の両方において健康と安全を確保するため、無理のない登園をお願いします。

また、発熱後に登園する際は、玄関にて職員が脇での検温を行わせていただきますのでご協力をお願いします。



### (7) 受診後の登園について

- 健診や定期受診等で受診してからの登園は可能ですが、その旨をあらかじめコドモンやお電話、連絡帳等でお知らせください。
- 受診により当日の登園時間が**11時**を過ぎてしまう場合は、給食の提供等にも関わりますので、お電話にてご相談ください。

なお、以下の場合は受診後の登園を控えていただくようお願いしております。

#### ①麻酔を使う治療や処置を受けた場合 <例>虫歯の治療、抜歯、縫合など

⇒麻酔や処置によって気分不良や吐き気、発熱などが起こる可能性や、麻酔が効いた状態で  
の飲食により火傷や口内を噛むなどの怪我が起こる可能性があることから、これらの  
治療や処置を受けた当日の登園は控え、ご自宅で様子を見ていただくようお願いします。

#### ②散瞳薬を使った検査を受けた場合 <例>眼底検査、目をぶつけた後の受診など

⇒散瞳薬を使用すると「まぶしい」「ぼやける」などの視界不良が2-3日続く可能性が  
あります。転倒や他のこどもとの衝突など怪我が起こる可能性があることから、  
少なくとも散瞳薬を使用した当日は登園を控えるようお願いします。

#### ③予防接種後

⇒予防接種後は、まれにアナフィラキシーショックという激しいアレルギー反応や  
迷走神経反射（脈が遅くなる、血圧が下がる、気を失って倒れるなど）を起こす可能性が  
あります。

また、接種後24時間以内は激しい運動を控えて安静に過ごすよう医療機関から  
推奨されていますが、保育園での集団生活では「安静に過ごす」ということが難しい  
場合もあります。

以上の理由から、予防接種は登園前ではなく、できるだけ降園後におこなっていただき  
予防接種後はご自宅でお子さんの様子を見るようお願いしています。

※ただし、万が一病院や仕事の都合上、予防接種後に登園する必要がある場合は、  
あらかじめ園にご連絡いただき、接種後30分間で体調に変わりがないことを  
保護者の方が確認した上で登園するよう、ご協力をお願いいたします。

## (8) ケガの対応や園で使用する物品

### <ケガの対応>

- 転んだときの傷などは、きれいに流水で洗ったあとにワセリンを塗ったり、必要に応じてテープで保護をしたりしています。傷の状態によっては、保湿テープ(ハイドロコロイド)を使用する場合があります。
- 園内で怪我をして医療機関への受診が必要と判断した場合は、保護者の方にご連絡し、受診させていただくことがあります。

### <園で使用する物品>

以下は、園内で使用する塗り薬・テープの例です。

- ハイドロコロイド  
(ひっかき傷などに使用)



- ワセリン  
(擦り傷や乾燥部位に使用)



- ムヒベビー  
(虫刺されなどに使用)



- レスタミン軟膏  
(湿疹や痒みのある部位に使用)



- ばんそうこう
- 鼻ポン (鼻血用の鼻栓)

### <体に貼るタイプのシールについて>

- **虫刺されに貼るパッチや虫よけリング**などは、薬剤が使われておりお子さんが誤って口に入れてしまうと危険なため、**園内での利用はお控えください**。付けて登園した場合は、園内に入る前に保護者の方に剥がしていただきます。
- ホクナリンテープを貼布して登園する場合は、テープに必ず記名をし、貼っている旨を口頭あるいは連絡帳にてお知らせください。また、背中などこどもの手が届きにくく剥がれにくい場所に貼るようご協力お願いします。

見本

お子さん  
のお名前

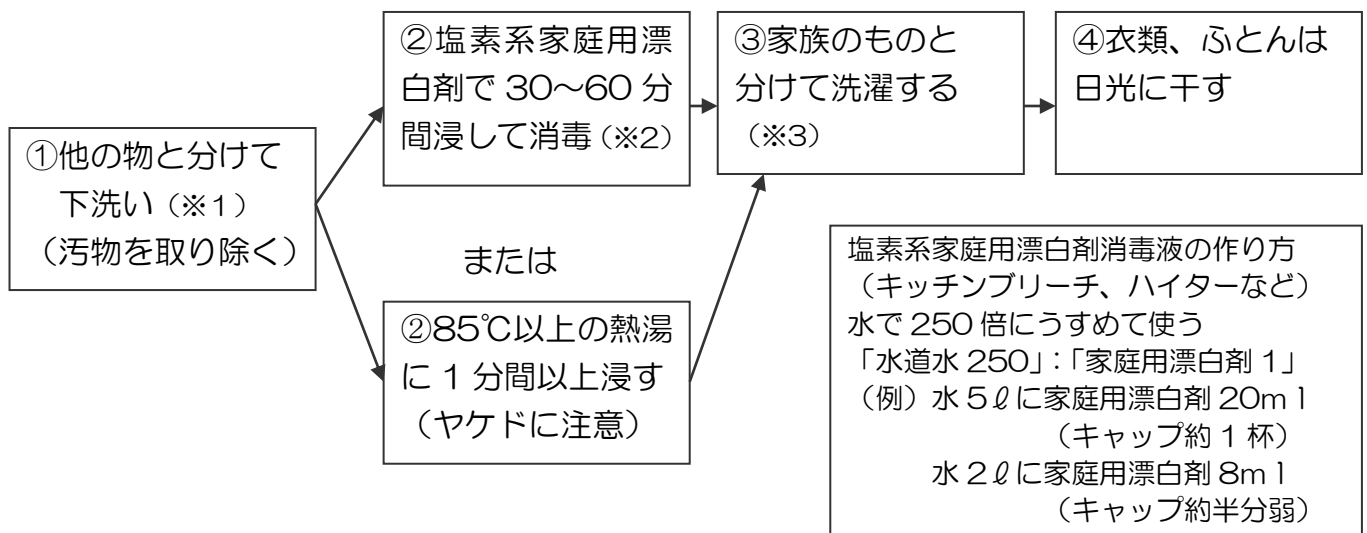
(9) お子さんが首から上の部分をぶつけた場合

- ・頭部に関しては、ぶつけた72時間（3日間）は経過観察が必要と言われています。（受傷直後には分かりにくい少量の出血が続き、数日後に命に関わることもあります。）
- ・最低でもぶつけた**24時間（1日）**は、ご家庭でもお子さんに変わった様子がないか注意していただくよう、ご協力をお願いします。
- ・お休みの間やご自宅での怪我があった場合は、「いつ(日時)」「どこで(場所)」「どのように(ぶつけた状況や強さ)」「どこを(ぶつけた部位)」を、連絡帳ではなく登園時に職員までお伝えください。  
園内でお子さんを安全にお預かりするため、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(10) お子さんが園で嘔吐や下痢をした場合

嘔吐や下痢で汚れてしまった衣服等は、感染防止のため園では洗わず、ビニール袋に入れてお返しします。園で洗う事で感染が広がることを防ぐために下洗いをしませんので、ご家庭での消毒・洗濯をお願いします。ご理解とご協力をお願いします。

【参考】ご家庭で汚れてしまった衣類やシーツの消毒方法



※1 下洗い、消毒、洗濯される時は使い捨てマスク・手袋・エプロンを使用し、換気のために必ず窓を開けます。

※2 塩素系漂白剤は色落ちするので注意してください。  
(酸素系漂白剤・・・色柄物用漂白剤は効果がありません)

※3 処理後は十分に手洗いをしてください。

【感染性胃腸炎の登園基準の目安】

- 1 水溶性下痢がないこと
- 2 嘔吐がないこと
- 3 発熱がないこと
- 4 食欲が回復していること
- 5 原則として上記1～3の症状が丸1日ないことを確認する

**★緊急時の連絡先★**

変更があった場合は、速やかにご連絡ください。  
仕事が休みでも、保護者の方の都合により保育をご利用の際は、  
その旨を必ず職員にご連絡ください。

**(11) 園医**

・嘱託医	平和台のと小児科クリニック	藤田 ひろ子
	練馬区平和台 4-12-6	03-5945-9855
・歯科医	ジュン歯科クリニック	横田 淳一郎
	練馬区練馬 1-19-7 中井川ビル1階	03-6794-6480

**(病児・病後児保育)**

いざというときのために、練馬区病児・病後児保育への登録をお勧めします。詳細は各施設へお問い合わせください。

・こどもデイケアプリムラ	練馬区関町北 1-22-10	03-3928-5032
・ソラスト中村橋保育園	練馬区向山 1-13-2	03-5241-5110
・練馬区医師会病児保育センター ぱるむ光が丘	練馬区光が丘 5-6-1-101	03-3977-9400
・練馬区医師会病児保育センター ぱるむ大泉	練馬区東大泉 1-20-32 1階	03-5947-5233
・ナーサリールーム ベリーベアー練馬 病児・病後児保育室	練馬区練馬 1-17-1 ココネリ4階	03-5946-6714
・順天堂大学練馬病院 病児・病後児保育室みつばち ねりま	練馬区高野台 3-1-10	080-2674-4636 (直通) 03-5923-3111 (代表)
・アイル平和台病児保育室	練馬区春日町 2-14-45 グリーンヒル平和台1階	03-5848-2916
・病児保育室ペンギンルーム	練馬区氷川台 3-40-6	03-5946-6590

## 12. 保険の適用

練馬区こども家庭部保育課では、練馬区立保育園に在園する園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

「災害共済給付制度」は保育園管理下での負傷、疾病等が発生した際に医療費や見舞金が給付される制度です（加入負担金は練馬区が負担しています）。

### (1)給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ●医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額
疾病	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの  ●保育園給食等による中毒 ●ガス等による中毒 ●熱中症 ●溺水 ●異物の嚥下又は迷入による疾患 ●漆等による皮膚炎 ●外部衝撃等による疾病 ●負傷による疾病	●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	保育園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 （通園中災害の場合は半額になります） ※令和3年度4月から永久歯の歯牙欠損見舞金が新設されました。1歯につき8万円。
死亡	保育園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 （通園中災害の場合は半額になります）
	突然死 保育園の管理下において運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 （通園中災害の場合は半額になります）
	突然死 保育園の管理下において運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円 （通園中災害の場合も同様）

## (2)給付に必要な手続きと支給について

治療費が5,000円(医療点数500点)以上の場合、申請することができます。保育園からお渡しする制度利用に関する同意書をご提出いただき、保育園を通じて申請手続きを行います。また、申請には医療機関等が記入した書類の提出が必要になります。給付金の支給は申請後約3～4か月程度かかります。審査状況等により支給が遅れる場合がありますのでご了承ください。

## (3)生活保護受給家庭の方について

生活保護受給家庭の方は、医療費の給付対象になりません。生活保護の医療扶助をご利用ください(障害見舞金と死亡見舞金については給付申請を行う事ができます)。

## (4)時効について

災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日(その負傷・疾病について病院または診療所に受診した日)から2年間請求を行わないとき、時効によって消滅します。

## (5)乳児医療証の使用について

受診の際は、病院や薬局等の窓口でスポーツ振興センター制度を使用することを伝え、健康保険証(マイナ保険証)と乳児医療証をご提示ください。

医療機関等によっては、乳児医療証を使用せず2割の窓口支払いを求められる場合があります。窓口支払い分の保険適用内金額は、給付金で調整を行うため保育園までお知らせください。お住まいの区役所等による払戻し手続きは不要です。

また、園の職員が制度利用の手続きのために、健康保険証と乳児医療証をお借りし、医療機関に提示させていただく場合がございます。

## (6)給付の対象外となるもの

- ・紹介状がなく大きな病院(大学病院や総合病院等)を受診する場合の初診時自費分
- ・健康保険が適用されない治療(例:歯科治療の場合の保険適用外の差し歯、美容整形等)
- ・入院時の差額ベッド代、付添看護料(※入院時のお子さまの食事代は給付されます)
- ・松葉杖等のレンタル代金、包帯や医薬品などの患者実費分、受診のための交通費
- ・検査のみの診療や入院で、異常がなく病名がつかない場合

## (7)文書料について

医療機関等が記入する書類の文書料等については、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本柔道整復師会等の特別の配慮により、ご協力をいただいているものです。法律等で無料と定められているものではありません。

### 【問合せ先】

練馬区教育委員会事務局こども家庭部  
保育課 保育所保健係 大澤  
電話 03-5984-1423(直通)

## 13. 特別保育事業・その他の事業

### (1) 延長保育事業（定期利用）

7:00～7:30 / 18:30～20:30 どちらも定員枠なし

※申請が必要です。詳しくは在園ハンドブックをご覧ください。

### (2) スポット保育

7:00～7:30 定員 2 名 / 18:30～20:30 定員 5 名

### (3) 年末特別保育

12月29～30日（予定）

※練馬区の規定により、該当の年のみ実施しています。

### (4) インクルーシブ保育（障がい児保育）

関わる大人がこどもの多様性を理解し、ありのままを受け入れ保育しています。  
また、こども同士が互いを理解して関われるよう援助しています。

### (5) 地域子育て支援事業

#### ① 地域交流・地域子育て支援「はるさんひろば」

LINE 公式アカウント「はるさんひろば@春日町第三保育園」

春日町青少年館等を利用して子育て支援事業を行っています。

#### ② 練馬区主催「ねりまこどもカフェ」への参加

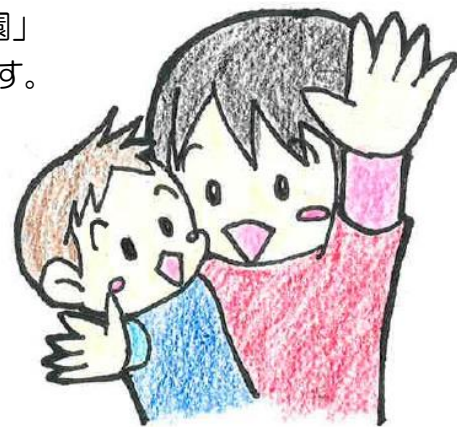
#### ③ 園庭開放 月～金 10:00～11:30

#### ④ 家庭的保育者・小規模保育事業所との連携

#### ⑤ 行事への参加

### (6) 子育て相談

随時受け付けております。



地域の方との交流を持つ中で地域の方に支えられながら、「ここに保育園があって良かった」と言っただけの保育園づくりを目指しています。

### (7) 体験学習・ボランティア・教員の方の見学の受け入れ

小・中・学生や高校生の体験学習や、大学・専門学生など保育士を目指す方を  
実習生として受け入れています。家族化が進む中、青少年が小さなこどもたちと関わること  
で、相手を思いやる心が育つと考えています。また、保育園では保護者と様々な職種が力を  
合わせて子育てをしている、ということを経験することができます。

## 14. 非常時（緊急災害時）について



災害時の避難場所は園としますが、園に滞在することが危険と判断したときは練馬小学校または練馬中学校に移動します。（その際は保育園の玄関に掲示します。）

緊急時の状況は、震度6弱以上でNTTが設置する「災害伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（Web171）」に、保育園の状況を入れます。なお、伝言ダイヤル及び伝言板は、どなたでもご利用が可能ですので、ご活用ください。

園独自でもツイッターによる状況報告を行っています。（みわの会ホームページ内「災害用伝言板」からご覧いただくか、ツイッターですでにアカウントをお持ちの場合は、miwanokai\_line をフォローしてください。）

地震警戒宣言または警報等が登園前に発令された場合は、安全のため、登園を控えて下さい。また、登園後に発令された場合は、直ちにお迎えをお願い致します。それまでは園にてお預かり致します。

非常食は、約3日分を保育園で備蓄しています。

緊急時の送迎の際は、確認を行いますので、名簿に署名をお願い致します。

緊急時に、ご都合により保護者の方が送迎できない時は、前もって代理の方のお名前などをお知らせ下さい。

### ◎緊急時における連絡について

休日・夜間における保護者の皆さまから保育園への緊急連絡は、**練馬区役所休日・夜間対応ダイヤル（03-3993-1101）**へお電話ください。

ご用件をお話しただければ、当直職員が園長等へ連絡をします。



## 15. 練馬区立保育園における個人情報保護について

---

(1) 個人情報保護法とは

国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

(2) 練馬区個人情報保護条例とは

練馬区が個人情報を取り扱う場合の、基本的な事項について定められています。

基本的な事項とは、個人情報の収集や管理、利用に係わることや、開示等請求制度、罰則規定などです。

(3) 個人情報とは

氏名・生年月日・住所などにより、個人を識別できるものを指します。これには、他の情報と容易に照合することができ、そのことにより個人を識別できる情報も含まれます。

(4) 個人情報の収集について

個人の情報を収集する際には、利用目的を明確にした上で、目的達成のため必要最小限の範囲内で収集を行います。原則として、本人から直接収集します。

(5) 個人情報の管理について

個人情報は正確かつ最新の状態に保つよう努めます。また、漏えいがないよう適切な措置をとります。個人情報を保有する必要がなくなったときは、速やかに廃棄または消去します。

(6) 個人情報の目的外利用・外部提供

個人情報の目的外利用は、区の内部組織内であったとしても原則禁止されています。

また、本人以外の第三者への外部提供も原則禁止されています。

(7) 自己情報の開示および訂正等の請求

練馬区で管理している個人に関する公文書は、本人であれば開示請求をすることができます。開示の他に訂正や削除、目的外利用・外部提供の中止を求めることもできます。訂正は、事実と誤りがある場合に求めることができます。

なお、「事実」とは、住所や氏名など客観的に判断ができる事項を指し、評価や意見といった作成者の主観的判断に関するものは含みません。

削除、目的外利用・外部提供の中止は、条例に定められた手続きを取らずに請求することができます。

## （自己情報（自己に関する個人情報）の開示請求）～練馬区ホームページ抜粋

### ① 対象となる個人情報

文書、図面、写真、フィルム、コンピュータのファイル、録音テープなど個人に関する情報（職員が職務上作成、または取得したもので、区が管理しているものに限り）

### ② 請求の種類 開示の請求、訂正の請求、削除の請求、目的外利用等の中止請求

### ③ 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時（土曜・日曜・祝休日・年末年始を除く）

### ④ 申請手続き方法

ご本人であることが確認できるものを提示し、「自己情報開示等請求書」に必要事項を記載し、区民情報ひろば（区役所西庁舎 1 階）に提出して下さい。

結果は、開示請求については 15 日以内、それ以外の請求については 20 日以内に決定し、ご連絡します。

### ⑤ 備考

請求文書が大量である場合には、決定を延期することがあります。

制度のご利用にあたり、ご覧になりたい文書や請求の書き方についてご相談をお受けしています。

## （保護者の皆様へのお願い）

### ① 動画、写真、その他個人情報の園内での掲示について

保育園では、行事等で撮影した写真や動画を、園から保護者にお伝えするクラスだより等の各種配布物、DVD 等に掲載します。また、撮影した写真や動画を保護者会等で上映します。また、必要に応じて YouTube 上で限定配信を行う場合もあります。

そのため、保護者の方に説明した上で、同意書をいただいています。

これらの個人情報を外部に提供する場合には、その都度お知らせし、確認を取ります。

### ② 園内での撮影について

園内の写真撮影は、基本のご遠慮いただいております。

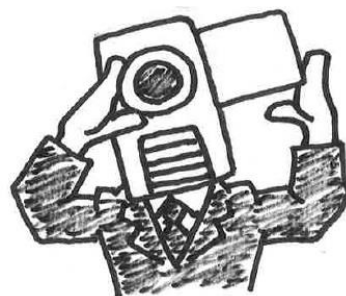
保護者参加の行事等につきましては、その都度お伝えさせていただきます。

### ③ ビデオや写真などのインターネットへの投稿について

保育園行事など、個人で撮影されたビデオや写真などを外部に提供したり、インターネット（ブログ、動画サイト、SNS 等）に投稿したりする場合は、自分のお子さん以外の第三者の顔や音声は本人と特定されないよう、撮影する角度を工夫するなどの配慮をしてください。また、第三者の特定が可能な映像や画像を使用する際は、投稿前に必ず当該本人に事情を説明し、投稿に関する承諾を得るようにしてください。

### ④ 保育所児童保育要録について

平成 21 年 4 月施行の保育所保育指針(平成 20 年厚生労働省告示第 141 号)に従い、園児情報の円滑な引継ぎのため、保育所児童保育要録を用い、お子さんの成長などの情報を卒園時に小学校に情報提供します。



## 16. ご意見・ご要望について



こどもたちが保育園で気持ちよく過ごすために、ご家庭と保育園のコミュニケーションはとても大切だと考えています。子育てについての悩みごとや心配に思っていることは送迎のタイミング等で職員に直接伝えていただくか、電話や連絡帳等もぜひご活用ください。

また、春日町第三保育園では、保護者と保育園の双方が自由に話し合える環境作りを目指しています。保育園をご利用するにあたって、気づいた点やご意見などは、遠慮なくお伝えください。保育園では、職員の誰でもそのようなご意見をうけたまわりますが、専任の担当者と責任者をそれぞれ設けていますので、下記の通りお知らせいたします。

また、担当者や責任者でも解決に至らない場合は、保育園と第三者の関係にある「第三者委員」を設けておりますので、ご相談ください。第三者委員の連絡先に関しては別途書類がありますので、必要な方は保育園事務所までお申しつけください。

玄関には常時ご意見箱（スマイルボックス）を設置していますので、そちらもご活用ください。

ご意見・ご要望の受付担当者・・・・・・・・・・	保育園主任	齋藤 幸子
解決責任者・・・・・・・・・・	保育園園長	永山 祐子
第三者委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・	法人監事	岸野 益美
民生委員・主任児童委員		嶋本 桂子

## 17. 虐待防止について

◎虐待が疑われる事象がある場合は、区の指導に基づき、

関係諸機関への通報を行います。

当園は、園児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置  
その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施や  
必要な措置を講じます。

## 18. アクセス・案内図

春日町第三保育園（かすがちょうだいさんほいくえん）

住 所： 東京都練馬区春日町5-30-5

電 話： 03-3926-5461

F A X： 03-3926-5462



交通機関 都営大江戸線 練馬春日町駅下車 徒歩3分

お問い合わせ先

春日町第三保育園 03-3926-5461

練馬区こども家庭部保育課 03-3993-1111

この“保育園のしおり”はよくお読みになったあと、  
大切に保管するようお願いします。





## 練馬区立 春日町第三保育園 個人情報の利用目的について（同意書）

練馬区立春日町第三保育園で取り扱う個人情報は、以下の目的のために利用します。

目的外の利用や第三者への情報提供はいたしません。

下記の項目に児童や保護者の方の情報を記載させていただきます。

項目	利用目的
① 通園家庭状況調査票	保護者の方の勤務状況や緊急連絡先を把握するために利用します。
② 緊急時園児引き渡し票	災害時にお子さんを引き渡す方を把握するために利用します。
③ 児童票	お子さんの成育状況などを把握するために利用します。 (身長・体重・頭位の発達・健康状態・予防接種状況・健康健診結果等) なお、お子さんの生年月日、身長、体重の記録については、 給食における個人の栄養管理と区の栄養目標量を決定するためにも利用します。
④ 園だより・クラスだより	お子さんの様子をお知らせするために、お名前を掲載させていただくことがあります。
⑤ 連絡帳	お子さんのご家庭での様子や保護者の方からの連絡事項を把握します。また、お子さんの園での様子や園からの連絡事項を保護者の方にお知らせするために利用します。
⑥ 園敷地内の掲示	保育上、園児の持ち物を保管する場所に表示が必要なため、名前とマークを掲示します。 また、園舎内で作品等を展示する際には、名前をつけて掲示する場合があります。
⑦ 保育アプリ (コドモン)	登降園や出欠席の把握と管理を行います。保育園や家庭でのお子さんの様子や、園や区からのおたよりなど必要な情報を、保護者と園が専用サイトで送受信し、共有するために利用します。 また、お子さんの健康状態や成育状況等を記録し、園児の健康管理を行うために利用します。
⑧ 写真・動画	お便りや配布物などの情報の掲示や、保護者会での上映、写真の販売、ICTアプリによる送信など、保育園の様子を保護者の方にお伝えするために撮影します。また、保護者会資料や卒園文集、DVD など保護者の方にお渡しするものにも使用させていただく場合があります。 お子さんの様子や行事の様子などを、保育資料として Youtube にて限定配信させていただく場合もあります。 テレビや新聞等の報道機関に情報提供する際には、別途個別に確認させていただきます。
⑨ ホームページ	練馬区ホームページ及び法人ホームページ等に園の様子（行事の様子）を写真や動画、SNS でアップする場合があります。
⑩ 感染症について	保健所からの要請に対して、情報提供する場合があります。
⑪ 転園した場合の 育ちの記録	転居等により転園する場合、転園先で円滑に保育が進められるよう育ちの記録（写）を転園先に送付します。

※ご不明な点がございましたら、園長までご連絡ください。

----- キ リ ト リ -----

私は、上記各項目の資料について、利用目的および利用方法の内容を確認しました。

つきましては、上記各項目に掲げる資料に個人情報を利用されることを承諾します。

令和7年 月 日 組 児童名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_ (白署)